

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 安全保障輸出管理規程

平成20年9月16日  
20規程第74号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本的事項について定めることにより、国際的な平和及び安全の維持のための輸出管理を適切に実施することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、機構が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引に関する業務に適用する。必要な場合は、別に要領等を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この規程における用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「輸出等」とは、貨物の輸出（輸出を前提とする国内取引を含む）及び非居住者への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供を含む。）又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引をいう。
- (3) 「貨物等」とは、貨物及び技術をいう。
- (4) 「規制貨物等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物等をいう。このうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物及び外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術を「リスト規制貨物等」といい、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物及び外為令別表の16の項に該当する技術を「キャッチオール規制貨物等」という。
- (5) 「センター等」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号。以下「組織規程」という。）第3条に掲げる室、センター及び部門をいう。
- (6) 「該当判定」とは、該非判定書の内容がリスト規制貨物等に該当すると判定することをいう。
- (7) 「非該当判定」とは、該非判定書の内容がリスト規制貨物等に該当しないが、輸出令別表第1の1の項から15の項まで若しくは外為令別表の1の項から15の項までで定める仕様の一部に該当すると判定することをいう。
- (8) 「核兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこ

これらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (9) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
  - (10) 「通常兵器」とは、核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
  - (11) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- 2 前項に掲げる他、輸出管理に関する用語の意義は、別に定める。

## 第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 機構における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある輸出等を行わない。
- (2) 規制貨物等の輸出等については、外為法等に反する行為を行わない。
- (3) 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備及び充実を行う。

## 第3章 組織

(最高責任者)

第5条 基本方針に基づき、輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、理事長を輸出管理の最高責任者とする。

- 2 最高責任者は、輸出管理に関する以下の業務を行う。
  - (1) 本規程の改廃
  - (2) 輸出管理業務の統括及び徹底事項の指示、連絡、要請等
  - (3) 監査
  - (4) 教育
  - (5) センター等の長に対する報告等の要求、調査の実施又は改善措置等の命令
  - (6) 外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の構築

(輸出管理統括責任者)

第6条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、法務・コンプライアンス室担当理事をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示の下、輸出管理に関する以下の業務を行う。
  - (1) 本規程の改廃
  - (2) 最高責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底
  - (3) 該非判定の判定、最終決定
  - (4) 取引審査の審査、最終決定
  - (5) 輸出管理手続業務の推進
  - (6) 教育
  - (7) センター等の長に対する報告等の要求、調査の実施又は改善措置等の命令

(輸出管理副統括責任者)

第7条 統括責任者を補佐するため輸出管理副統括責任者（以下「副統括責任者」という。）を置き、法務・コンプライアンス室長をもって充てる。

- 2 副統括責任者は、統括責任者の指示の下、輸出管理に関する以下の業務を行

- う。
- (1) 本規程の改廃
  - (2) 統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底
  - (3) 該非判定の判定、最終決定
  - (4) 取引審査の審査、最終決定
  - (5) 輸出管理手続業務の推進
  - (6) 教育
  - (7) センター等の長に対する報告等の要求、調査の実施又は改善措置等の命令
  - (8) 文書管理又は記録媒体の保存

(管理責任者)

- 第8条 副統括責任者の指示の下、輸出管理に関する業務を行うため、組織規程第3条第3項に定める研究センター、技術開発・共用部門、外部連携部門及び国際・広報部門に管理責任者を置き、当該センター及び部門の長をもって充てる。
- 2 前項に掲げるもののほか、組織規程第3条第2項に定める直轄室、人事・総務部門、安全・施設管理部門、財務部門及び情報基盤統括部門に管理責任者を置き、法務・コンプライアンス室長をもって充てる。
  - 3 管理責任者は、業務を掌理するセンター等内の輸出管理に関する以下の業務を行う。
    - (1) 輸出管理業務の推進及び副統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底
    - (2) 該非判定の判定
    - (3) 取引審査の審査
    - (4) 外為法に基づく許可申請に必要な書類の作成
    - (5) 教育

#### 第4章 手続き

(該非判定)

- 第9条 輸出等を行う場合には、リスト規制貨物等に該当するか否かについて判定を行う。
- 2 該非判定のための責任者は、管理責任者及び副統括責任者とする。
  - 3 該非判定は、以下のとおり行う。
    - (1) 機構の役員、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員及び無期労働契約転換職員（以下「役職員」という。）は、貨物等の輸出等を行う場合、別に定める「該非判定書」を作成し、管理責任者の判定を受けた後、副統括責任者の判定を受けなければならない。
    - (2) 管理責任者及び副統括責任者は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいて該非判定を行う。
    - (3) 管理責任者及び副統括責任者は、外部から調達した貨物等の輸出等の該非判定を行う場合、役職員が入手した調達先からの該非判定書等により、前号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先からの該非判定書等によらず判定できる場合には、機構の責任で判定してもよい。
    - (4) 副統括責任者は、該当判定又は非該当判定を行った場合、統括責任者に審査を申請する。副統括責任者から審査を申請された場合、統括責任者は、判定内容について審査し最終決定を行う。
    - (5) 副統括責任者は、該当判定及び非該当判定のいずれにも当てはまらないと判定した場合、副統括責任者の判定を最終決定とすることができる。

(用途確認)

第10条 役職員は、輸出等を行う場合には、その行おうとする輸出等の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。

- (1) リスト規制貨物等については、
  - ①核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある又は用いられる疑いがある。
  - ②核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる又は用いられる疑いがある。
- (2) キャッチオール規制貨物等については、
  - ①核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。
  - ②通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。

(需要者等確認)

第11条 役職員は、輸出等を行う場合には、その行おうとする輸出等の需要者等について以下の項目に該当するか否かを確認する。

- (1) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。
  - (2) 核兵器等の開発等若しくは通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
  - (3) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である。
- 2 キャッチオール規制貨物等については、輸出等の仕向地が輸出令別表第3に掲げる地域の場合、前項の確認を省略することができる。

(取引審査)

第12条 役職員は、輸出等を行う場合、別に定める「審査票」を作成し、管理責任者の審査を受けた後、副統括責任者の審査を受けなければならない。

- 2 副統括責任者は、輸出等される貨物等の第10条及び前条の用途及び需要者等を確認するため、必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続きに従い用途及び需要者等の確認を行わなければならない。また、輸出等される貨物等の引合の内容が以下に該当する場合、統括責任者に取引審査を申請し、統括責任者が最終決定を行う。
  - (1) 第9条に定める該非判定の結果、当該貨物等が輸出令別表第1の1の項から15の項まで、又は外為令別表の1の項から15の項までに該当する場合
  - (2) 第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合
  - (3) 前条第1項第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当する場合
  - (4) 経済産業大臣から許可申請をすべき旨通知を受けた場合
  - (5) 第1号から第3号までに該当するか否かの判定が不明の場合
- 3 副統括責任者は、前項第1号から第5号までに該当しない場合、取引審査の最終決定を行うことができる。
- 4 審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 5 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
- 6 国内取引であっても、輸出等されることが明らかな場合には、第1項及び第2項と同様の手続きを行う。
- 7 役職員は、副統括責任者又は統括責任者の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

- 8 キャッチオール規制貨物等を輸出令別表第3に掲げる地域以外の仕向地に輸出等する際、客観要件に該当せず許可を要しない取引であっても、次の各号のいずれかに使用されることを知った場合には、その旨を副統括責任者へ報告し、副統括責任者は経済産業省に報告する。
  - (1) 大量破壊兵器等の開発等
  - (2) 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）に定める行為
  - (3) 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）に定める行為
  - (4) 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）に定める行為
  - (5) 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号）に定める行為

（外為法等に基づく許可の申請等）

第13条 前条における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等又は経済産業大臣に届出若しくは報告しなければならない輸出等については、役職員は、所定の申請書及び添付書類を作成し、副統括責任者に経済産業大臣に対する許可申請又は経済産業大臣に対する届出若しくは報告を要請する。

- 2 役職員は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

（審査結果の通知）

第14条 副統括責任者は、当該役職員に該非判定及び取引審査の結果又は前条第1項に定める経済産業大臣への許可申請の結果を通知する。

## 第5章 出荷管理

（貨物の出荷管理）

第15条 役職員は、第9条及び第12条の手続きが行われたこと並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、役職員は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

- 2 役職員は、出荷時に前項の確認ができない場合は、直ちに出荷を取り止めて適切な措置を講じなければならない。
- 3 役職員は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止めて副統括責任者へ報告する。副統括責任者は、統括責任者ならびに役職員と協議して適切な措置を講じる。

(技術の提供管理)

- 第16条 役職員は、技術の提供に関して、第9条及び第12条の手続きが行われたこと並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。
- 2 役職員は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

## 第6章 監査

(監査)

- 第17条 最高責任者は、機構内の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、センター等の協力を得て、監査を定期的に行う。

## 第7章 教育

(教育)

- 第18条 統括責任者、副統括責任者及び管理責任者は、最高責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役職員に対し、計画的に教育を実施して、輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行う。

## 第8章 文書管理

(文書管理又は記録媒体の保存)

- 第19条 行政庁に提出する書類は、事実に基づき正確に記載するとともに、規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体は、副統括責任者が貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して7年間保管する。

## 第9章 特定類型の確認

(特定類型の確認)

- 第20条 役職員は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日 4貿局第492号）の1（3）サ①又は②（以下「特定類型」という。）の確認のため、速やかに別に定める誓約書を統括責任者に提出しなければならない。また、役職員は、誓約書を提出した後に特定類型への該当性の変更があった場合は速やかに別に定める届出書を統括責任者に提出しなければならない。
- 2 前項の誓約書又は届出書を提出した役職員又は経済産業省から連絡があった役職員の特定類型への該当性が認められた場合は、当該役職員への技術の提供は非居住者への提供を目的とする取引とみなし、当該役職員が他の役職員から技術の提供を受ける場合には、当該他の役職員が第9条、第10条、第11条及び第12条の該非判定、用途確認、需要者等確認及び取引審査を行い、第14条の審査結果の通知を得られたものしか受けることができない。

## 第10章 報告

(報告)

- 第21条 役職員は、外為法等又はこの規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を副統括責任者に速やかに報告しなければならない。
- 2 副統括責任者は、前項の報告の内容を調査し、外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、統括責任者及び最高責任者へ報告する。最高責任者は、機構のセンター等に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

## 第11章 懲戒

(懲戒)

- 第22条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した役職員及び違反に関係した役職員は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構懲戒手続規程（平成18年3月31日 18規程第11号）に基づき懲戒処分の対象とする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月4日 20規程第82号）

この規程は、平成20年11月4日から施行する。

附 則（平成21年3月9日 21規程第34号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月29日 21規程第105号）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日 22規程第26号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第35号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月11日 23規程第79号）

この規程は、平成23年7月11日から施行する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第57号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日 26規程第40号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第62号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 28規程第62号）

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月28日 29規程第22号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日 30規程第5号）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和2年6月23日 2020規程第43号）

この規程は、令和2年6月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月23日 2021規程第25号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第40号）

この規程は、令和3年4月27日から施行する。

附 則（令和4年3月22日 2022規程第19号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日 2022規程第27号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第48号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第48号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。